

公益財団法人高橋松之助記念顕彰財団
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人高橋松之助記念顕彰財団（以下「本財団」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の理事とは、常勤の理事以外の理事をいう。
- (4) 評議員とは、定款第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

(報酬の支給)

第3条 理事、監事及び評議員の報酬は無報酬とする。ただし、常勤の理事には、その職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

(報酬の額の決定)

第4条 常勤の理事に対して支給する報酬の額は、年総額500万円の範囲内において、理事長が理事会の承認を受けて決定するものとする。

(支給の方法)

第5条 前条で決定された金額は、毎月1回、金融機関の振込により支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の公益認定を受けた日から施行する。